

○ 預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策の実施について

(令和3年8月18日付け香生企第347号)

本県における本年7月末の特殊詐欺の認知件数は29件(前年同期比－4件)と減少傾向にあるものの、被害総額は約6,465万円(前年同期比＋1,525万円)と増加に転じており、依然として大変深刻な状況にある。

また本年4月には、高齢女性が、犯人の指示により金融機関の窓口において、ATMでの利用限度額を引き上げ、ATMを操作して複数回出金した上、総額約3千万円の現金を犯人の指定する送付先へ宅配便で送付させられるという被害を認知した。

これは、平成27年から県警察が香川県金融機関防犯連合会と連携して取り組んできた「預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策」(以下「預手プラン」という。)の対象とならない取引形態を狙った新たな手口である。

加えて、一度、窓口でATMの利用限度額を引き上げてしまうと、金融機関の職員を介することなく、ATMを操作するだけで、多額の現金を出金することが可能となってしまう、水際での阻止が極めて困難となるうえ、被害に気付くのが遅れた場合には、非常に高額な被害を招くものであり、県警察としては、これを看過することは断じて出来ず、これまで以上に金融機関と連携した緊密な水際対策が特に重要となる。

そこで、こうした被害の絶無を期すため、平成31年3月29日付け通達「預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策の実施について」(以下「旧通達」という。)に示した預手プランによる金融機関から警察への通報基準の中に、ATMの利用限度額の引き上げに関する事項を盛り込んだ新たな通報基準(以下「新基準」という。)を整理するとともに、金融機関との調整を経て、本年9月1日から新基準に基づいた対応を開始することとしたので、各所属においては、新基準導入の趣旨を全職員に理解させるとともに、金融機関からの通報及び臨場要請に際しては、迅速・適切な対応により特殊詐欺の被害抑止に努められたい。

なお、本通達の発出をもって、旧通達は廃止する。

記

1 預手プランの概要等

(1) 概要

本制度は、金融機関窓口を訪れた高齢者が高額現金を出金しようとしたり、ATMでの利用限度額を引き上げようとする際、窓口職員においてチェックシート等で質問することにより「特殊詐欺被害」の蓋然性を一時的に判断し、蓋然性が認められる顧客に対しては、金融機関が発行する自己宛小切手の振出しを勧め、これを拒否、あるいは質問の回答が曖昧であるなど、被害の可能性が認められる場合には金融機関から警察署に通報するもので、通報を受けた警察署は、捜査員を金融機関に臨場させて顧客から詳細な事情聴取を行い、被害を未然に防止しようとするものである(別紙チャート図参照)。

(2) 対象の金融機関

預手プランの導入に同意している県内の金融機関

(本年3月末現在 25 機関 566 店舗)

(3) 金融機関からの通報基準

ア おおむね年齢 70 歳以上の者が 200 万円以上の高額現金を出金しようとするなど、特殊詐欺被害の蓋然性が高い場合

イ おおむね年齢 70 歳以上の者が、窓口において、A T Mの利用限度額を引き上げようとする場合で、特殊詐欺被害の蓋然性が高い場合

なお、対象者の年齢と金額については、各金融機関の判断基準により多少異なる場合があるので留意すること。

2 臨場要請受理時の対応要領

(1) 確実な主管課への引継ぎと専務員による早期現場臨場

金融機関から臨場要請を受けた警察署においては、通報を受理した職員が確実に生活安全（・刑事）課へ引継ぐとともに、原則、生活安全課と刑事課の専務員各 1 名の合計 2 名以上で、おおむね 20 分以内に必ず臨場すること。

臨場要請を受けた警察署は、生活安全企画課又は捜査第二課に通報内容を即報すること。

(2) 適切な対応の徹底

臨場に際し、事情聴取する顧客は、被害者の可能性が高い善良な高齢者であることから、金融機関職員と連携の上、聴取に際しては丁寧な対応を基本とし、金融機関職員及び顧客等に対して不用意な言動による無用のトラブルを避けること。

(3) 顧客に対する協力依頼と被疑者検挙に向けた捜査

聴取の結果、顧客本人の言動のみで高額現金の出金理由や A T M利用限度額の引き上げ理由の真偽が判然としない場合は、更なる被害防止のため、顧客に対し家族など身内への電話確認や捜査員による自宅の確認（住宅リフォーム又は筆筒預金などの事実確認）の了承を得るなど、捜査協力を求めたうえで対応すること。

また、詐欺被害者であることが判明した場合は、確実な被害防止と「だまされた振り作戦」を積極的に展開するなどして、被疑者検挙に努めること。

3 指導・教養の徹底

事件性判断のため、臨場する警察官には、特殊詐欺被害防止を呼びかけるチラシ等の広報資料を所持させ、臨場時に活用するなどの具体的な対応要領を指導すること。

また、生活安全課員や刑事課員以外の警察官が臨場することも想定されるため、全職員に対し、本対策の趣旨や対応要領、新基準導入の趣旨について指導・教養を徹底すること。

4 広報啓発活動の推進

本対策については、金融機関の顧客の理解が不可欠であることから、あらゆる機会や媒体を利用し、預手プランに係る広報啓発活動を推進すること。

5 賞揚の励行

預手プランに基づく通報により特殊詐欺被害を未然防止した金融機関に対する賞揚を推進するとともに、社会全体で特殊詐欺被害防止に取り組む気運を高めるために積極的に広報すること。

(別紙 省略)